

## 「公務員共済年金のお知らせ」Q & A

**Q1** 「公務員共済年金のお知らせ」を確認しました。どうすればいいのでしょうか。

**A1** ご自身の記録と年金加入記録等に疑問等がない場合は、ご連絡の必要はありません。大切に保管しておいてください。  
なお、他の公務員期間が含まれていない場合や、ご自身の年金加入状況等について疑問などがありましたら、「公務員共済年金のお知らせ」に記載の〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合へご連絡ください。

**Q2** 私は厚生年金に加入し、民間企業に勤めた期間が10年あります。年金見込額が少ないと思うのですが、私の将来の受給予定額はこれだけなのでしょうか？

**A2** 今回お示した年金見込額は、退職共済年金のみ(公務員期間分)の見込額を記載しています。民間企業にお勤めされた期間分(このケースでは10年分)の老齢厚生年金は日本年金機構から支給されることとなります。  
日本年金機構から国民年金・厚生年金の期間に係る「ねんきん定期便」が別途送付されますので、そちらと併せてご確認ください。

**Q3** 記載されている年金見込額は月額、年額のどちらでしょうか？

**A3** 「公務員共済年金のお知らせ」に記載される年金見込額は、退職共済年金、老齢基礎年金ともに年額(1年間に支給される額)となっています。  
また、公務員共済年金は他の公的年金制度と同様に、年6回、偶数月毎に年金決定額の6分の1が支給されます。

**Q4** 昭和61年3月以前に公務員として勤めていましたが、その期間の給料記録が記載されていません。どうしてでしょうか？

**A4** 昭和61年3月以前に公務員を退職された方の年金については、給料の年額を基に算出されるため、当該期間の給料は記載していません。  
また、昭和61年3月以前に公務員を退職後、昭和61年4月以降に再び公務員に就職された方についても、昭和61年3月以前の期間は給料の年額を基に年金額が算出されるため、当該期間の給料は記載していません(P7A-4参照)。  
いずれの場合でも、昭和61年3月以前の給料記録は共済組合で管理しており、「公務員共済年金のお知らせ」に記載されている年金見込額については、記載されていない給料記録を含めて算出していますのでご安心ください。

退職共済年金を実際に受給することとなった時は、次の年金額の調整等にご注意ください。

### (1) 雇用保険給付との調整

65歳未満の受給者の方が、民間企業等を退職されて、雇用保険法の失業給付(基本手当等)を受給すると、その受給額にかかわらず特例による退職共済年金のうち職域年金相当部分の額を除いた部分が失業給付の受給期間中は支給停止となります。

### (2) 民間企業等に再就職した場合の年金の一部支給停止

民間企業等に再就職され、厚生年金保険等の被保険者である場合には、年金額と給料・賞与の額に応じて、年金額の一部が支給停止となることがあります。

市町村連合会ホームページでは、年金に関する情報を掲載しておりますので、併せてご利用ください。

アドレス <http://www.shichousonren.or.jp/> (市町村連合会のトップページ)

# 「公務員共済年金のお知らせ」 について

## 「公務員共済年金のお知らせ」の目的

「公務員共済年金のお知らせ」は、今年度59歳に到達する方を対象に、公務員共済の年金加入状況等について確認していただき、年金制度への理解を深め、近い将来の年金請求手続を意識していただくために、送付するものです。

※ 日本年金機構から別途送付されている「ねんきん定期便」には、公務員共済の年金加入記録は含まれていませんが、あなたの公務員共済の加入記録については、「公務員共済年金のお知らせ」のとおり共済組合で管理しています。

## 請求書の事前送付について

退職共済年金の受給権が発生することが見込まれる方には、共済組合から「退職共済年金決定請求書」等の請求関係書類を事前<sup>※1</sup>に送付することとしています。<sup>※2</sup>

住所等に変更があった場合は「公務員共済年金のお知らせ」に記載されている〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合へご連絡ください。

※1 支給開始年齢となる日の属する月の前月まで。

※2 被用者年金一元化の関係で、平成27年10月以降に受給権が発生することが見込まれる方(昭和29年10月2日以降生)については、具体的な送付方法が未定となっています。

## 被用者年金制度の一元化について

平成24年8月に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成27年10月から厚生年金制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金制度に統一されることとなります。

これにより、平成27年10月以後に受給権が発生する年金は退職共済年金ではなく、老齢厚生年金となりますが、共済組合に加入していた期間に基づく年金については、引き続き共済組合が決定、支給を行うこととなっています。

なお、このお知らせについては平成25年3月31日現在の見込みであることから、「退職共済年金」として記載しています。